

公告第 149 号

令和元年 12 月 17 日  
セントラル警備保障健康保険組合  
理事長 竹元 修



規約の変更について

健康保険組合同規約第 50 条（公告の方法）を平成 30 年 8 月 1 日付で、下記の  
とおり変更したので健康保険組合同規約第 39 条 2 項の規定により公告する。

記

変更後	変更前
<p>第 7 章 公告 (公告の方法) 規約第 50 条 この組合において公告しなければならない事 項は、<u>健康保険組合ホームページ</u>に掲示する。</p> <p>附則 この規約は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。</p>	<p>第 7 章 公告 (公告の方法) 規約第 50 条 この組合において公告しなければならない事 項は、<u>電子掲示板</u>に掲示する。</p> <p>附則 この規約は平 28 年 3 月 1 日から施行する。</p>

以上